

令和7年度愛媛県看護協会看護師特定行為研修等派遣事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 公益社団法人愛媛県看護協会（以下、「県看護協会」という。）は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修（以下「特定行為研修」という。）の受講を促進し、県内の急性期医療、在宅医療等の充実と看護の質の向上を図るため、受講する者の経費を負担する病院等に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）、愛媛県在宅医療普及推進事業費補助金交付要綱及び愛媛県看護師特定行為研修等推進事業実施要領（令和7年4月2日付け7医対第3号（以下、「県実施要領」という。））の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところにより、県看護協会の予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業及び補助事業者)

第2条 補助対象事業は、次の各号に掲げるすべての事由を満たしている補助事業者が経費を負担して行う特定行為研修及びこの研修を組み込んでいる認定看護師教育課程（B課程）（以下「特定行為研修等」という。）とする。

- (1) 愛媛県内の医療機関や訪問看護ステーション等の施設（看護師等の人材確保の促進に関する法律第2条第3項に規定する病院等の開設者等。ただし、歯科医業に係るものは除く。）であること。
- (2) 特定行為研修等を受講する看護職員を雇用している者であること。
- (3) 前項の看護職員の推薦に当たっては、研修修了後の活動のビジョン等が明確で、研修受講促進の牽引役となる者を推薦すること。
- (4) 県実施要領第5の(1)により、特定行為研修等派遣事業計画の承認を受けている者であること。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1の第1欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。
- (3) (2)により選定された額に第2欄の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに、県看護協会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 県看護協会長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、県看護協会の予算の範囲内で補助金の交付を決定し、補助事業者に決定通知書（様式第2号）で通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、補助金の交付決定額の変動を伴う事業の変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第3号)を県看護協会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を県看護協会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の期間等の変更)

第8条 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにこれを県看護協会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告及び補助金の請求)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告及び請求書(様式第5号)に関係書類を添えて、県看護協会長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 県看護協会長は、前条に規定する実績報告及び請求書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めた場合は、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第11条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第12条 県看護協会長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第13条 県看護協会長は、補助の条件に従わなかったとき、又は、補助金の不正使用若しくは不正受給があったとき、その他補助対象事業において不正行為があったと認められた場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1. この要綱は、令和7年4月2日から施行する。ただし、施行日以前に開始した研修については、研修修了日が令和7年4月1日以降のものに限り認めるものとする。

【別表】

事業名	事業内容	基準額	補助率	事業対象経費
看護師 特定行為研修 等派遣 事業	特定行為研修 等へ雇用する 看護師を派遣 する施設への 助成	(1)訪問看護ステーションが派遣 する場合 一人当たりの受講料等 1,200 千円	10/10	特定行為研修、又は 認定看護師教育 研修（特定行為研 修が組み込まれた 課程〔B 課程〕に 限る）の受講に係 る受講料等 （受講料等）
		(2) (1)以外の場合 一人当たりの受講料等 1,200 千円	1/2	

※訪問看護ステーション：介護保険法又は健康保険法に基づき、訪問看護事業を行う事業所
（ただし、病院又は診療所が提供する訪問看護（みなし指定訪問看護）を除く）